

岩手県告示第852号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成27年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 山口五丁目
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から23号までを順次結んだ線及び標柱1号と23号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
宮古市	山口五丁目		48番2	標柱1号、10号及び23号
			62番1	標柱2号
			30番1	標柱3号及び4号
			65番2	標柱5号から9号まで
			50番2	標柱11号
			65番1	標柱12号から18号まで
			53番1	標柱19号及び20号
			52番1	標柱21号及び22号